資料１－４
第５回流山市子ども・子育て会議（第３回流山市こどもの権利部会資料）

こども・若者の意見表明・参加に関する手引き

【第１版】

流山市こども未来課

令和８年●月

（案）

目　次

はじめに 1

１　こども・若者の意見表明・参加の考え方 2

（１）なぜこども・若者の参加が必要か 2

（２）こども・若者の意見表明・参加とは 3

２　こども・若者の意見表明・参加の進め方 7

１．企画する 8

２．事前に準備する 10

３．意見を聴く 12

４．意見を反映する 19

５．フィードバックする 19

６．次につなげる（こどもの権利の視点から行う事業評価） 21

３　参考資料 25

はじめに

流山市では、令和７年３月に「流山市こども計画～こども・若者といっしょのまちづくり～『こどもまんなか にこにこプラン』」を策定しました。この計画は、こども基本法第１０条第２項に基づく市町村こども計画として、「こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指すものです。

「こどもにやさしいまちづくり」を実現するためには、当事者であるこどもや若者の参加の機会を確保し、意見を聴き、その意見を施策に反映していくことが必要不可欠です。こどもや若者が「流山市の一員でよかった」と感じ、流山市に愛着を持つこと、そして市民として社会に参画していく経験を通じて、こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることに繋がります。

しかし、こうした取組を進めるためには、まず私たち市職員一人ひとりが、こどもの権利について正しく理解し、こども・若者の意見表明・参加の意義を認識することが不可欠です。子どもの権利条約やこども基本法では、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることが明確に示されています。こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、その意見を聴き、反映させることは、私たち地方自治体の義務でもあります。

本手引きは、市職員がこども・若者の意見表明・参加を推進するための実践的なガイドラインとして作成しました。こどもの権利の基本的な考え方から、実際に意見を聴く際の具体的な手法、留意点まで、現場で活用できる内容をまとめています。

流山市のあらゆる部署、あらゆる施策において、こどもや若者の意見が聴かれ、反映されることがあたりまえになることを目指し、本手引きを活用いただければ幸いです。私たち職員一人ひとりが「こどもの権利」を理解し、こども・若者とともに流山市のまちづくりを進めていきましょう。

令和８年●月
流山市こども未来部こども未来課

１　こども・若者の意見表明・参加の考え方

（１）なぜこども・若者の参加が必要か

こども・若者は市民の一員であり、「こどもにやさしいまちづくり」を実現するためには、当事者であるこどもや若者の参加の機会を確保し、意見を施策に反映していくことは必要不可欠です。

こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることに繋がります。こどもや若者が流山市民として社会に参画していく経験を通じ、流山市民の一員であることを認識することに繋がります。

こども・若者が対象者となる施策について当事者から意見を聴くことは、こどもや若者状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。

また、こどもや若者は大人とは違う視点や発想があります。こどもや若者の意見が聴かれ、市政に反映される経験は、「こどもにやさしいまちづくり」の実現に資するほか、こどもや若者が「流山市の一員でよかった」と感じ、流山市に愛着を持つことに繋がります。

市政のあらゆる場面で、こどもや若者の意見が聴かれ、反映されることがあたりまえになることを目指し、本手引きでは「こども・若者の意見表明・参加」についてまとめています。

【参考】こども大綱（令和５年１２月２２日）

こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

本手引きにおけるこども・若者は、流山市こども計画と同様に、原則として０歳から概ね２９歳までとします。

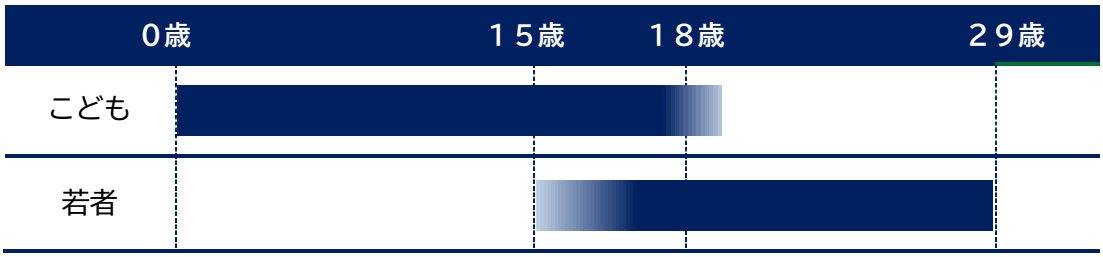

こども・若者の対象年齢イメージ

（２）こども・若者の意見表明・参加とは

①子どもの権利条約

ポイント
- 子どもの権利条約では、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。
- 子どもの権利条約第１２条では、こどもの意見表明権が保障されています。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。平成元年１１月２０日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は１９６。（日本は平成６年４月２２日に批准）世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約第１２条では、こどもの意見表明権が保障されています。

【参考】子どもの権利条約（平成６年４月２２日、日本批准）※国際教育法研究会訳

第１２条　締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

「自己の見解」とは、話し言葉や書き言葉だけでなく、遊びや身振り、表情、お絵描きなどの非言語的コミュニケーションも含まれます。つまり、「自己の見解をまとめる力のある子ども」とは、まだ自分の言葉で表現できない乳幼児期のこどもも含みます。意見表明権は、こどもの年齢を問わず、すべてのこどもに保障される権利です。

また、こどもの意見はこどもの年齢および成熟に応じて、正当に重視されます。（こどもの意見の尊重・反映）

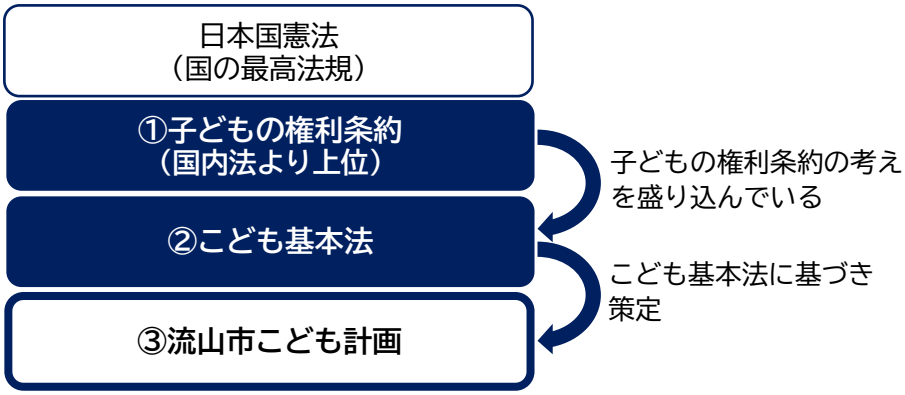

②こども基本法

ポイント

- こども基本法では、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが義務付けられています。

令和４年６月に成立し、令和５年４月１日に施行されたこども基本法では、こども・若者の意見表明・参加について以下のように規定しています。こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが義務付けられています。

こども基本法の中で唯一、努力義務ではなく**義務**として規定されています。

こども基本法における「意見」も、子どもの権利条約を踏まえ、論理的に整理された考えだけでなく、より広い気持ちや考えを指しています。

【参考】こども基本法（令和４年法律第７７号）

（基本理念）

第３条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

３　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

４　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第１１条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③流山市こども計画

ポイント

- 流山市こども計画では､｢こどもにやさしいまちづくり｣の実現を目指しています。
- 計画の基本理念には、こどもの権利を保障する５つの基本理念を位置付けています。

こども基本法第１０条第２項に基づく市町村こども計画として、「流山市こども計画～こども・若者といっしょのまちづくり～『こどもまんなか　にこにこプラン』」を令和７年３月に策定しました。（計画期間：令和７年度から令和１１年度まで）

流山市こども計画の基本理念及び基本的考え方には、子どもの権利条約におけるこどもの権利を保障する４つの一般原則の考え方をベースに、５つの基本理念を位置付けており、「こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指しています。

【参考】流山市こども計画（令和７年３月策定）

１　基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

２　基本理念

「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え　こどもの権利を保障するための取組を進め　こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します」

【こどもの権利を保障する５つの基本理念】

・生命・生存発達の保障
・こどもの最善の利益の優先考慮
・こどもの意見表明権の確保
・差別の禁止
・一人の人間としての権利の主体であることの尊重

④こども・若者の参加のあり方

・参加のはしご

アメリカの心理学者ロジャー・ハートが提唱した「参加のはしご」の考え方では、こどもが社会に参加する段階を８つに分け、「あやつり」「お飾り」「見せかけ」の参加はそもそも参加ではなく、４段目の「役割を与えられ情報を受ける」からが参加であり、段を上がるごとにこどもの参加の度合いが高まり、８段目は「こどもが着手し、大人とともに決定する」とされています。これは常に８段目でこども参加を実践しなければならないということではなく、状況に応じて適切に参加のあり方を選択していく考え方が重要です。

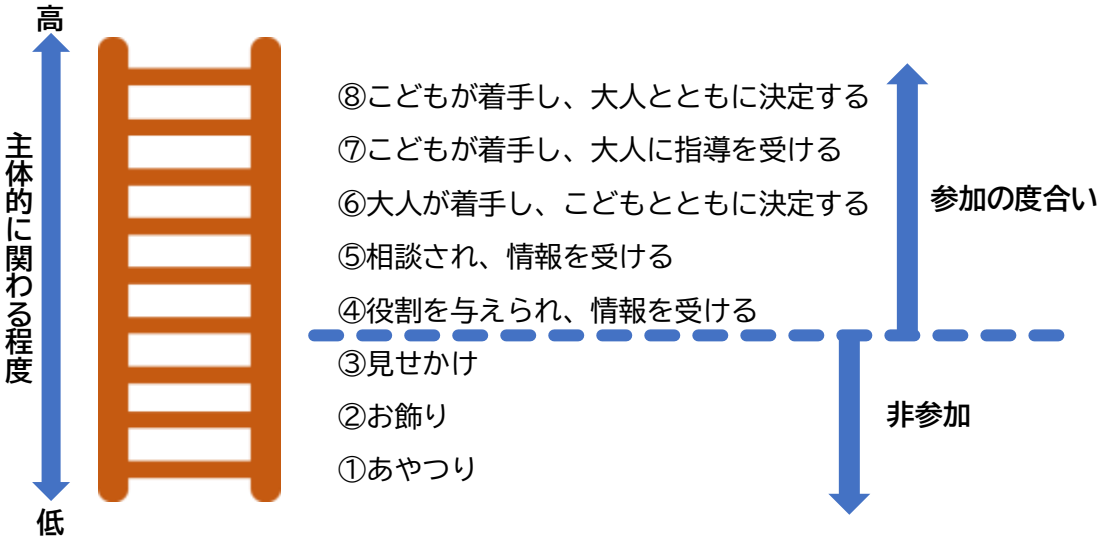

・ランディ・モデル

子どもの権利条約第１２条ではこどもの意見表明権が保障されていますが、こどもの思いを実現できるかどうかは大人に依存しています。クイーンズ大学のローラ・ランディ教授は、こどもの声を届けることを重視し、意思決定プロセスへこどもの参加を確保するために「ランディ・モデル」を作りました。

こども参加を「場」、「声」、「受け取り手」、「影響力」の４つの観点から捉えるものです。

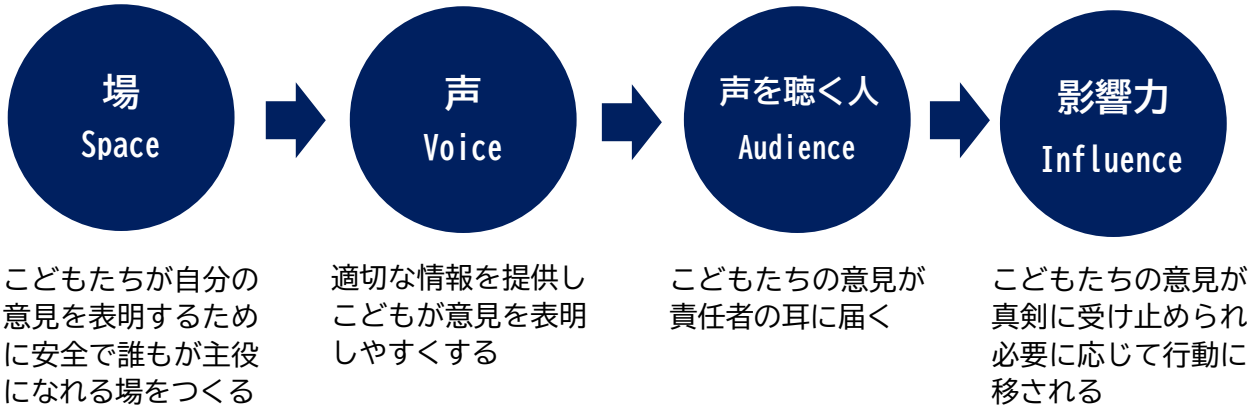

2　こども・若者の意見表明・参加の進め方

1．企画する

- こども・若者に何を聴くか、テーマを設定する
- 意見を聴く対象を設定する（年代や人数）
- こども・若者の状況に応じた配慮をする
- こども・若者がアクセスしやすい方法で周知する

2.事前に準備する

- こども・若者が安心して意見を言えるための準備をする
- こどもにやさしい資料を作成する

3.意見を聴く

- 何の目的で、どのように意見を聴くのか説明する
- 意見を聴く姿勢を持つ、「対話」を意識する
- 意見を言いやすい雰囲気や環境をつくる
- こども・若者の意見を聴く様々な手法

4.意見を反映する

- 意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をする

5.フィードバック

- 意見をどのように受け止め、検討し、反映するか丁寧にフィードバックする

6.次につなげる

- 取組内容を振り返り、次につなげる（こどもの権利の視点から行う事業評価）

１．企画する

●　こども・若者に何を聴くか、テーマを設定する

こども・若者が政策にどう関係するかを考え、当該政策において何について意見を聴くべきかを検討した上で、こども・若者に分かりやすく、かつ意見を言いやすいテーマを設定します。

大人が聴きたいテーマに関して聴くだけではなく、こども・若者が意見を言いたいテーマをこども・若者が設定したり、用意されたテーマの中からこども・若者が選べる仕組みを用意したりすることで、こども・若者のニーズがテーマに反映され、より積極的に意見を言いやすくなることが期待できます。

なお、こども基本法が規定する「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

【参考】こども基本法（令和４年法律第７７号）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第１１条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

●　意見を聴く対象を設定する（年代や人数）

目的や内容に照らして、意見を聴くこども・若者の年代や対象人数を検討します。幅広く意見を聴くのか、特定の年代や属性を対象にするか等を検討します。

●　こども・若者の状況に応じた配慮をする

こども・若者の年齢や発達、属性に応じ、十分に配慮したうえで意見を聴く必要があります。病気や障害、日本語以外が母語である場合や、外国にルーツのあるこども、性的マイノリティのこどもなど、様々な個性や背景をもつこども・若者がいます。

また、自分の思いや意見を言葉や態度で表出することに困難があるこどもたちに対して、それぞれの状況に応じた配慮を行う必要があります。

【声を聴かれにくいこども・若者の例】

①学校や地域等の場を通じて声が聴かれにくいこども・若者

（不登校、中退した若者、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラーなど）

②意見表明の手法の選択肢が限られており、受け止める側も工夫が必要なこども・若者

（障害児、医療的ケア児、外国人のこども・若者、外国にルーツのあるこども・若者）

③意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要なこども・若者

（社会的養護の下で暮らすこども・若者、性的マイノリティのこども・若者など）

④乳幼児期のこども

【参考】こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（こども家庭庁）

意見反映のためのポイント

・声を聴かれにくいこども・若者がいることを理解している。
・属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
・支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
・属性に囚われず一人ひとりに必要な工夫や対応を聞き、共に考えている。
・一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
・権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

● こども・若者がアクセスしやすい方法で周知する

市のホームページや広報ながれやまは情報を発信しやすい媒体ですが、こどもや若者に直接情報が届きにくい面があります。そのため、こども・若者の目に触れやすい媒体を活用し、複数の方法で周知することが必要です。

また、チラシやポスターの配架だけでは、内容が上手く伝わらないこともあります。その際は、職員がこどもや若者が利用する施設に赴き、こどもたちと直接話し、周知することも有効です。

（例）

・市公式 LINE アカウントや Instagram、YouTube などの SNS を活用する。
・学校や児童館・児童センター、図書館など、こどもや若者が日常的に利用する施設で周知を行う。チラシやポスターを配架するだけでなく、施設に赴き、直接周知を行うことも有効です。
・こどもに関わる市民団体等に周知の協力を依頼する。

2．事前に準備する

● **こども・若者が安心して意見を言えるための準備をする**

こども・若者が参加する場は、安全で安心であることが求められます。けがや事故防止等の安全管理はもちろんのこと、大人がその地位や関係性から不適切な言動等により、こども・若者を傷つけることがないよう、事前準備の段階から想定し得るリスクを洗い出し、取るべき予防策や軽減策を検討するとともに、権利の侵害が生じた場合には、すぐに是正策等の対策をとることが重要です。

（例）
・参加にあたり、個人情報の取り扱いについて、あらかじめ本人や保護者に承諾を得る。
・会場に集まって活動する場合、こどもや若者が参加しやすい立地か考慮する。
・関わる大人（職員や事業者等）の間で、あらかじめどのような目的で意見を聴くのか、その意見をどう取り扱うのか共通認識を持つ。

こども・若者から直接意見を聴く時は、意見を言いやすい・意見を聴いてもらえる安全で安心な環境づくりを通じ、こども・若者の心理的安全性を確保することが大切です。

（例）
・大人の人数が多いと緊張感が出るため、関わる大人の人数を必要最小限にする。
・参加者が意見を言いやすい雰囲気を作るため、大人の服装をカジュアルにする。
・参加者の意見を引き出す「ファシリテーター」を配置し、参加者が意見を言いやすい環境を整える。

【参考】安心安全な子ども参加のための実践事例集（セーブ・ザ・チルドレン）
こども・若者の意見表明・参加で生じるリスクと避けたい事態（例）

・課題が難しいために、何について話したらいいのかよくわからない。
・こども参加の企画で、以前大人関係者から不適切な発言を受けたこどもが、主催者に相談したのにまた同じことが起こった。
・大人がこどもの意見に評価を下す、特定の意見を誘導する。
・こどもの了承が無いままこどもの意見や顔が映った写真が公表された。
・なぜ意見が聴かれたのかわからなかった、自分の意見が尊重されなかったと感じた、意見に対する十分なフィードバックが得られなかった、大人に嫌な思いをさせられたなどの理由から大人やこども参加に失望し、その後は意見を出す場や機会に参加しなくなる。

● **こどもにやさしい資料を作成する**

事前情報が共有されていない状態で意見を聴取することは、こども・若者にとって非常にハードルが高く感じてしまいます。意見を聴取する前に、テーマについて分かりやすい資料（こどもにやさしい資料）を作成し、事前にこどもたちに情報提供を行ったり、内容を説明したりします。

資料はこどもや若者がテーマ内容をイメージしやすいよう、イラストや写真を活用したり、やさしい日本語を用いたりして作成します。

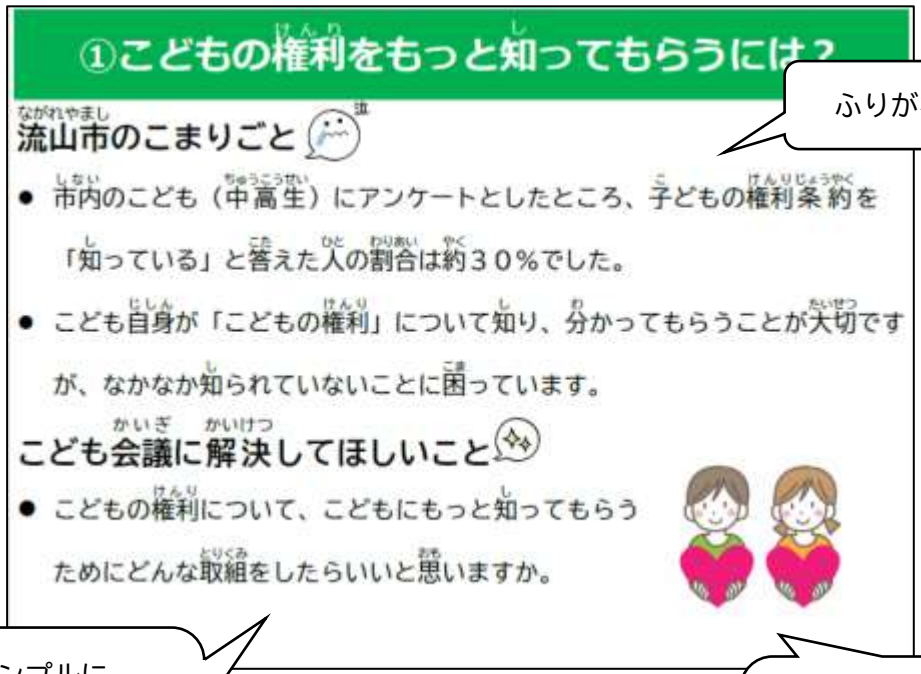

ふりがなを振る

文章はシンプルに
難しい言葉は言い換えるか、注釈を付ける

【資料例】
対象：小学生から中学生

内容がイメージしやすいように、イラストを活用する

3．意見を聴く

● **何の目的で、どのように意見を聴くのか説明する**

いきなり大人から「意見を聴きたい」と言われても、何を求められているのかが分からず、困惑してしまいます。

何の目的でこども・若者に意見を聴くのか、どのような施策に関してなのか、聴かれた意見はどのように取り扱われ、反映し、フィードバックされるのかをあらかじめ説明する必要があります。

● **意見を聴く姿勢を持つ、「対話」を意識する**

こども・若者から意見を聴く時、大人は「聴きたい意見だけを聴く」、「意見を誘導する」、「こどもが考えを纏めるまで待たず、話を打ち切る」といった行為などを無意識にしてしまいがちです。

主役はこども・若者であって、大人は「指導」や「教える」立場ではなく、「教えてもらう」、「一緒に考える」立場であることは常に意識しましょう。

【参考】こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和６年３月　こども家庭庁）

身に付けたい行動	避けたい行動
● 興味をもって話を「聴く」 ● 発言に時間がかかる、予定通りに進まないことがあっても「待つ」心の余裕をもつ ● 公平に発言を「促す」（ただし、沈黙する権利もある） ● こども・若者の年代や発達の程度に合わせた言葉づかいや表現をする	● 長々と説明する ● 早口で話す ● 一般論や経験を伝える・教える ● 意見を評価する（「違うよ」と否定する等） ● 助言する ● 意見を誘導する ● 正しい行動を指導・説教する ● 考えをまとめることを待てずに話を打ち切る ● 成果を得ようと話題やタイムコントロールをする ● 積極的に意見を言う参加者を褒める（意見を言わなければいけないと感じさせる言動をする）

● **意見を言いやすい雰囲気や環境をつくる**

どのような意見も尊重されることやお互いの意見を大切にすることといった、意見を聴く場に参加する大人にも、こども・若者にも守ってほしいことについて記載した「グラウンドルール」（意見を聴く場のルール）を決めます。グラウンドルールは、大人だけで決めるのではなく、参加するこども・若者に共有し、確認し合うことが大切です。

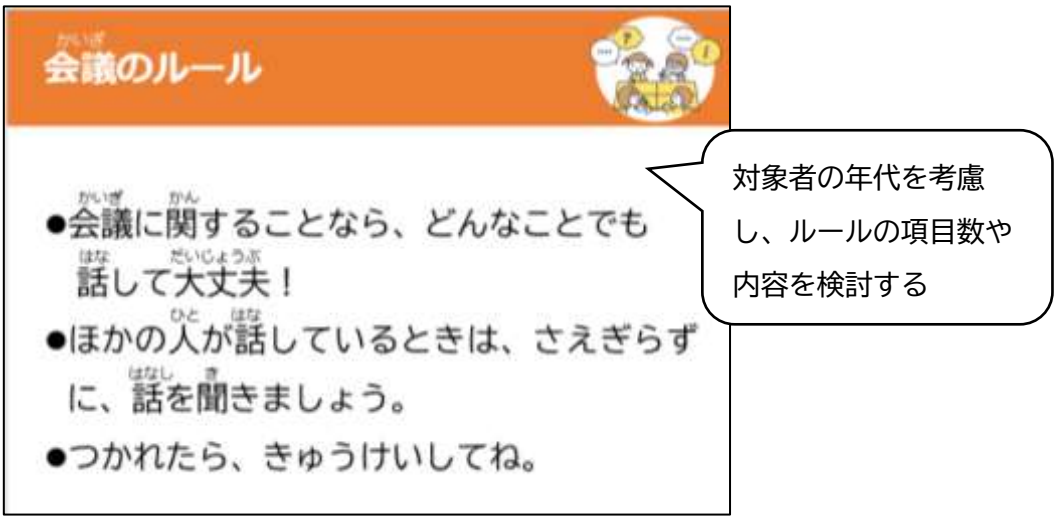

【グラウンドルールの例】

また、下記のように、こども・若者がリラックスして意見が言いやすい雰囲気や環境をつくることも大切です。

（例）
・会場のレイアウトを工夫する。（机を外す・椅子の配置を変える。会場を装飾する。）
・みんなに呼んでほしいニックネームで呼び合う。
・アイスブレイク※の時間を確保し、参加者の緊張をほぐす。

※アイスブレイク

人と人のわだかまりを解いたり、話し合うきっかけをつくるためのちょっとしたゲームやクイズ、運動などを行ったりすることです。

● **こども・若者の意見を聴く様々な手法**

意見を聴く手法は様々です。意見を聴く目的やテーマ内容、対象となるこどもや若者の状況に合わせて様々な選択肢を用意し、組み合わせたうえで、実施することが重要です。

手法例１：ワークショップ	
概要	こども・若者が一定の場所に集まり、特定のテーマについて話し合って、意見をまとめていく手法です。単発で集まって行う場合や、一定期間集まって継続的に話し合う場合もあります。
実施のポイント	
企画・準備段階	・開催日時を設定する際には、参加者の学校行事等の日程を考慮します。 ・参加者の負担を考慮し、アクセスしやすい会場を設定します。参加者の年代や状況によっては、保護者の送迎が必要となる場合があります。 ・参加者の意見表明をサポートする、ファシリテーターを配置することも有効です。
実施段階	・意見を言いやすい雰囲気や環境づくりを行います。（大人の服装をカジュアルにする。会場配置を工夫するなど） ・参加者の年代や状況に応じ、適当な開催時間を設定します。時間が長くなる場合は、休憩時間を確保したり、疲れたら休憩することを促します。 ・一定期間集まって継続的に開催する場合は、欠席者が開催内容を把握できるようにフォローアップを行います。 ・ワークショップの最後に参加者にアンケートを行い、安心して意見を言えたか、何か気になることはないか等の評価をしてもらいます。

実施事例「流山市こども会議」

・市内在住・在学の小学生から中学生のこどもたちを対象に開催している会議体です。
・令和７年度は、こどもたちはグループに分かれ、市役所の様々な部署から寄せられた「流山市の困りごと」について、話し合いたいテーマを決め、市の現状、課題及び具体的な解決策について話し合いました。
・話し合った内容は、市長及び教育長が出席した成果報告会で発表を行いました。
・こどもたちの発表内容は各事業担当課で検討し、その内容を１２月にこどもたちへ直接フィードバックしました。

参加人数　１６人（小学２年生から中学２年生）
予算　　募集チラシ印刷　約２万円、消耗品（模造紙、ふせんなど）約２万円
実施スケジュール

時期	内容
令和７年６～７月	参加者募集、市内小中学校や児童館・児童センターなどで周知 大学生ファシリテーターへ事前説明
７～８月	会議（ワークショップ）４回、成果報告会１回開催
	各事業担当課で検討
１２月	ふりかえり会（フィードバック）開催

ワークショップの様子

成果報告会の様子

●　実施のポイント

・小学生から中学生が内容を理解することができるような資料を作成しました。
（ふりがなを振る、分かりやすい日本語に置き換える、写真やイラストを活用する。）
・第１回ワークショップでは、こどもたちがリラックスして参加できるようにアイスブレイクを行いました。
・あくまで会議の主体は「こども」であるため、こどもたちが主体的に考えられるような準備、サポートをしました。

・こどもたちが安心して発言できるように、各グループに大学生ファシリテーターを配置し、話し合いや資料作成のサポートを行いました。
・「流山市の困りごと」を寄せてくれた事業担当課の職員に協力をお願いし、こどもたちに流山市の現状を説明いただき、話し合いのサポートをしていただきました。
・会議資料には、「今後のスケジュール」、「前回の振り返り」、「今日やること」といった内容を盛り込み、こどもたちがその日に何を活動するのかを明確にしました。

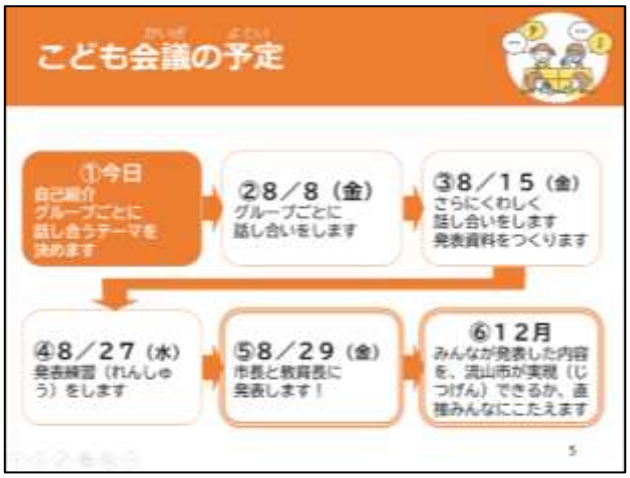

● こども会議を実施したことによる成果

・こどもたちのニーズを把握することができました。
・大人が思いつかない、こどもならではの視点や発見がありました。
・参加したこどもからは、「流山市のために頑張って、達成感を感じられた」との声があがりました。

● 課題

・参加者を募集するにあたっては、市ホームページと広報ながれやまでの周知では、こどもたちに情報を上手く届けることができませんでした。
・こどもたちがいる場所（学校や児童館・児童センター、子ども食堂など）に赴き、直接こどもたちにアピールする必要があります。
・グループワークを行う際は、人数が多すぎると話し合いに参加できなくなるこどもがいました。こどもの年齢や事業目的に応じた人数設定をする必要があります。

手法例２：ヒアリング	
概要	対面などでこども・若者から意見を聴く手法です。１対１や少人数グループに対して行う場合もあります。
実施のポイント	
企画・準備段階	・ヒアリングする内容をあらかじめ整理し、質問事項をまとめておきます。ヒアリングを行う人によって、ヒアリング内容に差が生じないよう注意が必要です。 ・こどもや若者が利用する施設に赴く場合は、あらかじめ施設職員等に趣旨を説明し、必要に応じて協力を依頼します。
実施段階	・ヒアリングを行う際には、対象者に意見を聴く目的や意見の取り扱いについて丁寧に説明します。発言したことで何か不利益を被ったり、目的以外には使用しないことを説明します。 ・答えたくない、言いにくい内容は答えなくてもいいことを対象者に伝えます。

実施事例「流山市こども計画策定時のヒアリング調査」

流山市こども計画を策定するにあたり、アンケート調査では把握できないこどもや若者を取り巻く現状を把握するためヒアリング調査を実施しました。職員が児童館・児童センターや学童クラブ、こども食堂等を訪問し、こどもや若者に直接ヒアリングを行いました。

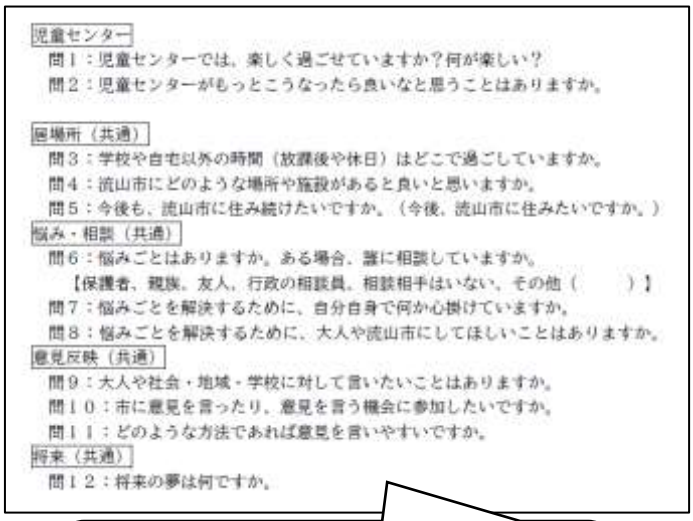
児童センター
問１：児童センターでは、楽しく過ごせていますか？何が楽しい？
問２：児童センターがもっとこうなったら良いなと思うことはありますか。

居場所（共通）
問３：学校や自宅以外の時間（放課後や休日）はどこで過ごしていますか。
問４：流山市にどのような場所や施設があると良いと思いますか。
問５：今後も、流山市に住み続けたいですか。（今後、流山市に住みたいですか。）

悩み・相談（共通）
問６：悩みごとはありますか。ある場合、誰に相談していますか。
【保護者、親族、友人、行政の相談員、相談相手はいない、その他（　　）】
問７：悩みごとを解決するために、自分自身で何か心掛けていますか。
問８：悩みごとを解決するために、大人や流山市にしてほしいことはありますか。

意見反映（共通）
問９：大人や社会・地域・学校に対して言いたいことはありますか。
問１０：市に意見を言ったり、意見を言う機会に参加したいですか。
問１１：どのような方法であれば意見を言いやすいですか。

将来（共通）
問１２：将来の夢は何ですか。

ヒアリング項目を事前に整理する
ヒアリング対象施設の職員に質問内容に問題が無いか確認していただいた

ヒアリング目的の説明チラシ

手法例３：アンケート	
概要	紙媒体やインターネットを活用して意見を聴く手法です。幅広くこどもや若者の意見を聴く際に活用されます。質問に対する選択肢を設定して定量的な意見を把握することや、自由記述欄を設定して多様な意見を聴くことも可能です。
実施のポイント	
企画・準備段階	・意見を聴くこども・若者の年代や属性に応じて、使用する漢字や言葉遣いに配慮します。 ・回答者の負担を考え、長すぎない分量で作成します。
実施段階	・何の目的でアンケートを実施し、回答がどのように取り扱われるのか分かるようにします。 ・回答者の匿名性を確保します。

実施例「流山市こども計画策定時のアンケート調査」

流山市こども計画を策定するにあたり、こどもや若者を対象にアンケート調査を実施しました。

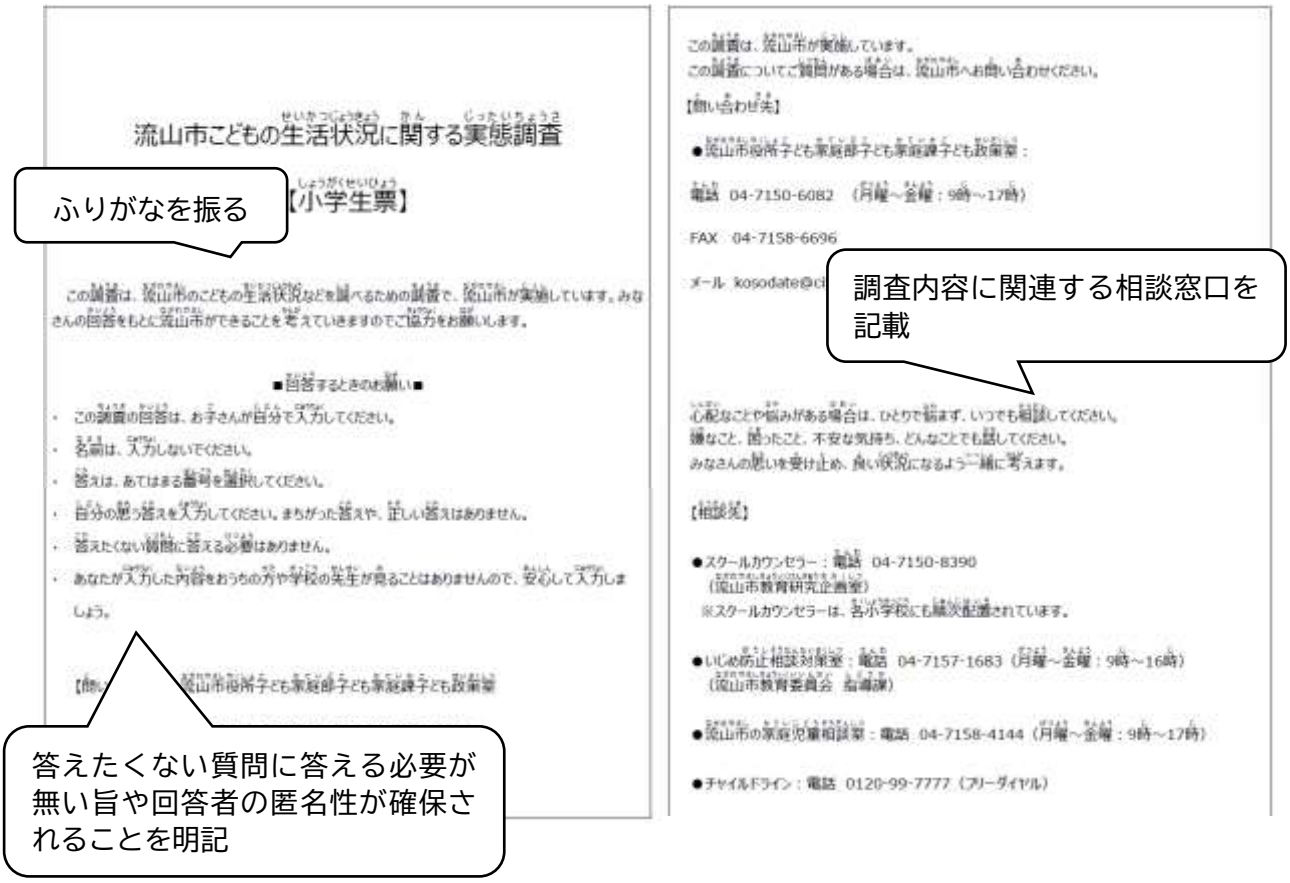

４．意見を反映する

● **意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をする**

意見を反映する際には、実現可能性、予算や期間、体制等の制約を考慮する必要があります。そのため、全ての意見を反映することは困難な場合があります。

こども・若者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮することが重要です。

こどもや若者の意見を聴くこと自体が目的となってしまうことや、大人の望む形で意見が組み替えられてしまうことがあります。形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。

５．フィードバックする

● **意見をどのように受け止め、検討し、反映するか丁寧にフィードバックする**

意見を聴きっぱなしにせず、意見をどのように受け止め、検討し、どのように反映するかをこども・若者に丁寧にフィードバックします。意見を反映することが難しい場合は、反映することが出来ない理由を分かりやすく説明します。

意見を聴いたこども・若者自身に伝えることや、意見聴取に協力してくれた施設職員を経由して伝える方法により、フィードバックを行います。

フィードバックは一方的に行うのではなく、意見を聴いたこども・若者がフィードバック内容に対し、質問や意見を言うことができる場を設けることも有効です。

実施事例「流山市こども会議ふりかえり会」

・流山市こども会議（１５ページ参照）において、各グループの提案内容を、各事業担当課で受け止め、実現可否等を検討し、その検討内容をこどもたちへフィードバックする「ふりかえり会」を開催しました。

・こどもたちへ一方的に提案内容の検討結果を伝えるのではなく、事業担当課のフィードバックを聞いてこどもたち自身がどう思ったのかなどを話し合う場を設け、事業担当課の職員を交えてグループワークを行いました。

・実現が困難な提案に対しては、なぜ実現できないのかを明らかにしたうえで、丁寧にこどもたちに伝えました。

（案）

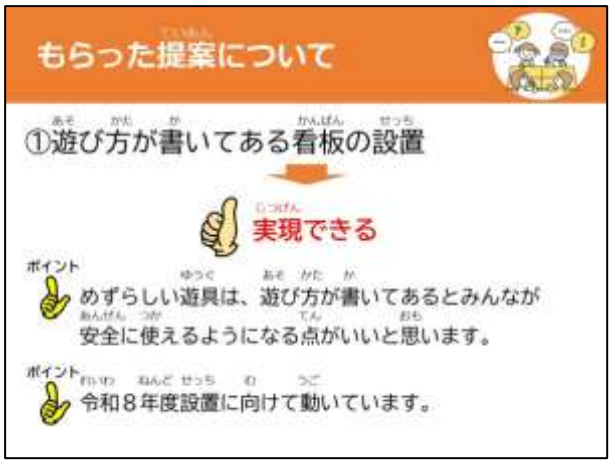

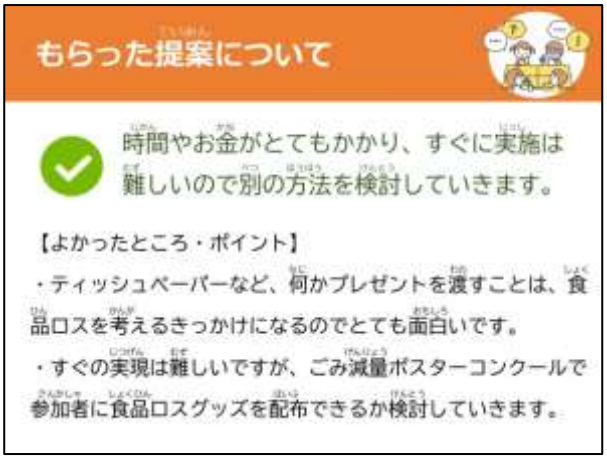

フィードバック資料

フィードバックを行っている様子

担当課を交えたグループワークの様子

６．次につなげる（こどもの権利の視点から行う事業評価）

● 流山市こどもの権利部会の設置

こども・若者の意見表明・参加を推進するためには、こどもの権利の視点から事業を推進することが求められます。

流山市子ども・子育て会議※の部会として、令和７年度より、こどもの権利に関する施策の実施状況等の調査審議を行う、流山市こどもの権利部会を設置いたしました。こどもの権利部会では、流山市におけるこどもの権利保障を一層実効性のあるものにするため、本手引きの作成に加え、こどもの権利の視点から行う事業評価について、審議を行います。

※流山市子ども・子育て会議とは

こども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議する機関です。学識経験者や学校教育、保育関係団体を代表する者、市民等の１８名の委員により構成されています。

● こどもの権利の視点から行う事業評価

計画の進捗管理にあたっては、これまで、計画に紐づけられた各種事業について担当課による事業評価や、アンケート調査等を実施していました。流山市こども計画においては、こども・若者の意見表明・参加の取組が進んでいるかどうかなど、こどもの権利の視点から各種施策を推進し、進捗管理を行うため、こどもの権利の視点から行う事業評価を実施します。

子どもの権利条約の４つの原則や及び流山市こども計画における基本理念をベースに、こどもの権利の視点から、流山市こども計画に紐づいた一部の個別事業について、事業評価を行います。評価内容は部会に報告し、審議を行います。

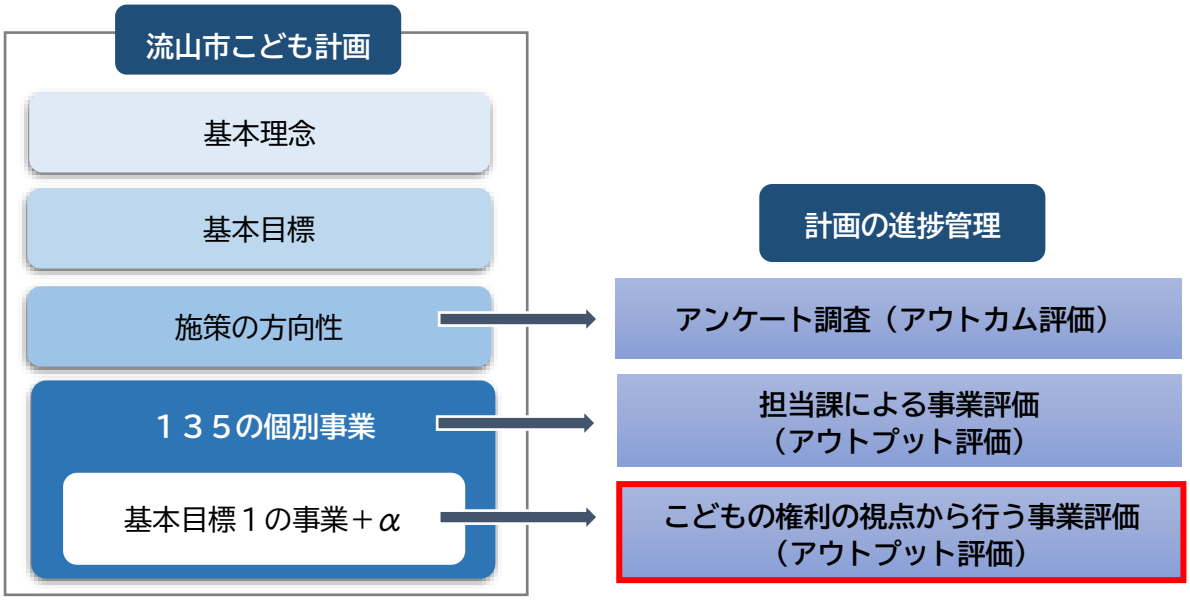

● こどもの権利の視点から行う事業評価の評価項目

流山市こども計画の基本理念	こどもの権利の視点から行う事業評価項目
①差別の禁止（差別のないこと） すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。 ※子どもの権利条約第２条	**①「差別のないこと」の視点** ・こどもが差別的な取扱いを受けないような取組をしているか（配慮しているか）。 ・あらゆるこどもの参加や利用ができるような配慮しているか（ユニバーサルな視点）。
②子どもの最善の利益 **（子どもにとって最もよいこと）** 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。 ※子どもの権利条約第３条	**②「こどもの最善の利益」の視点** ・こどもに関することが決められ、行われる時に、「こどもにとって最もよいことは何か」を考慮しているか。 ・事業を行ったことにより、こどもにどのような効果（変化）があったか。また、大人や地域に効果（変化）があったか。
③生命、生存及び発達に対する権利 **（命を守られ成長できること）** すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。 ※子どもの権利条約第６条	**③「命を守られ成長できること」の視点** ・こどもの命が守られ、成長できるような支援を行っているか。 ・こどもの安心や安全が確保されるような取組をしているか。 ・こどもの発達段階に応じた支援や工夫を行っているか。
④子どもの意見の尊重 **（子どもが意味のある参加ができること）** 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。 ※子どもの権利条約第１２条	**④「こどもの意見の尊重」の視点** ・こどもの意見を聴いているか。こどもの意見を考慮し、事業に反映しているか。 ・保護者やこどもを取り巻く大人の意見聴いているか。保護者やこどもを取り巻く大人の意見を考慮し、事業に反映しているか。 ・こどもがアクセスしやすい情報発信を行っているか。
⑤一人の人間としての **権利の主体であることの尊重** 子どもの権利条約では、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めています。	**⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点** ・こどもや大人がこどもの権利を正しく理解するための取組を行っているか。（周知啓発・理解促進・研修の実施）

● こどもの権利の視点から行う事業評価の記載例

（例）流山市こども会議

こどもの権利の視点から行う事業評価	
①「差別のないこと」の視点 会議には小学校低学年から中学生が参加したため、どの年齢でも理解できるように資料にふりがなを振り、やさしい日本語を使用するよう配慮しました。	あらゆるこどもの参加や利用ができるような配慮をしているか。
②「こどもの最善の利益」の視点 テーマ内容に関する事業担当課に出席いただき、こどもたちが活動しやすくなるようサポートしました。 参加したこどもたちは、流山市について深く考えることができたり、自分の考えたことを発表できたりして嬉しかったという声がありました。	事業を行ったことにより、こどもにどのような効果（変化）があったか。
③「命を守られ成長できること」の視点 こどもと年齢が近い大学生をファシリテーターとして各グループに配置し、こどもたちがより安心して話し合いができるようにしました。	こどもの安心や安全が確保されるような取組をしているか。
④「こどもの意見の尊重」の視点 より多くのこどもが参加できるように、学校や児童館など、こどもが日常的に利用する施設で周知しました。	こどもがアクセスしやすい情報発信を行っているか。
グループで話し合った内容を、市長と教育長に提言する成果報告会を開催しました。提言内容は事業担当課が受け止め、その検討内容の実現可否などをこどもたちに報告するふりかえり会を開催し、フィードバックを行いました。	こどもの意見を聴いているか。こどもの意見を考慮し、事業に反映しているか。
⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点 大学生ファシリテーターに対し、あらかじめ事業目的とこどもの権利について説明を行いました。	こどもや大人がこどもの権利を正しく理解するための取組を行っているか。

こどもの権利の視点から行う事業評価を通し、こども計画の進捗管理を行うほか、各課が取り組んでいただいているこども・若者の意見表明や参加に係る取組の好事例を把握し、共有することができます。

評価を通して好事例を収集し、その取組を庁内で共有し、横展開を図ることで、全庁的なこどもの権利意識の醸成につなげることができます。

- **こどもの権利の視点から行う事業評価の実施の流れ**

① こどもの権利の視点から行う事業評価とこどもの意見表明・参加の手引きについて研修を行います。その上で各課に事業評価を照会します。

② 事業評価内容をこども未来課で取りまとめます。

③ 流山市こどもの権利部会に事業評価内容を報告し、審議します。

④ 流山市こどもの権利部会で出た意見を各課にフィードバックします。必要に応じ、事業評価内容を修正します。

⑤ 流山市こどもの権利部会及び流山市子ども・子育て会議に最終的な事業評価を報告し、内容を確定します。その後、評価内容を公表します。

時期（目安）	審議会開催予定	市の動き
４月		①こどもの権利の視点から行う事業評価とこども・若者の意見表明・参加の手引きについて研修 ・事業評価を各課照会
５月		↓
６月		②事業評価のとりまとめ
７月頃	**こどもの権利部会** ・こどもの権利の視点から行う事業評価を報告・審議	**③報告**
８月頃	**子ども・子育て会議** ・計画全体の事業評価を報告・審議	
９月頃	**④フィードバック**	・事業評価に対する審議会意見を各課にフィードバック、必要に応じ事業評価内容を修正
１０月以降	**こどもの権利部会、子ども・子育て会議** ・修正した事業評価内容を報告、最終版として公表	**⑤修正内容報告**

実施スケジュール（目安）

こどもの権利の視点から行う事業評価については実施していくなかで、評価対象事業や評価項目を必要に応じて見直し、より実効性のあるものにしていきます。

3　参考資料

本手引きは、下記の資料を参考に作成いたしました。手引きに盛り込むことが出来なかった詳細な事項についても記載がありますので、必要に応じ、ご参照ください。

・こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～（こども家庭庁　令和６年３月発行）
・多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究～声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴き、政策に反映するために～（こども家庭庁　令和５年３月発行）
・安心安全な子ども参加のための実践事例集～特に自治体において子ども参加を進めるために～（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　令和６年７月１２日発行）
・子どもの社会参画のよりどころとなる指針（名古屋市子ども青少年局　令和４年５月２３日発行）
・子どもの意見表明・参加に関する手引き（中野区子ども教育部子ども・教育政策課　令和６年３月発行）
・アイルランド子どもオンブズマン、デジタルメディアを通じた子ども参加の推進に関する報告書を発表（https://note.com/childrights/n/n2128e8c83c18・平野祐二）

● 流山市こどもの権利部会における作成検討経過

（１）流山市こどもの権利部会委員構成

区分	氏名	団体等の名称及び役職
学識経験を有する者	半田　勝久	日本体育大学体育学部健康学科　教授
児童福祉サービスを提供する者	小菅　恒夫	社会福祉法人晴香　業務執行理事
児童福祉サービスの提供を受ける者	仁科　遥花	つばさ学園保護者
市民等	伊ケ崎　さおり	公募市民
市民等	田中　由実	流山子育てネット
市民等	小澤　孝江	特定非営利活動法人　流山おやこ劇場

（２）流山市こどもの権利部会における検討経過

開催回数	開催日	議題
第１回	令和７年９月５日	こども・若者の意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討①
第２回	令和７年１２月１６日	こども・若者の意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討②
第３回	令和８年２月１３日	こども・若者の意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討③

（案）

（案）

こども・若者の意見表明・参加に関する手引き【第１版】

令和８年●月

発行　流山市こども未来部こども未来課

住所　〒270-0192

千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

電話　04-7150-6082

FAX　04-7158-6696